

条例第8条第2項の規定による公表内容

実施機関名（担当部課）	伊 予 市 長 （教育委員会 社会教育課）	
政策等の案の名称	伊予市ふれあい館設置条例の全部を改正する条例（案）	
政策等の趣旨・目的 作成経緯	平成22年3月31日で学校統合により廃止となる「下灘中学校」の校舎の平成22年度4月1日からの跡地利用について、社会教育施設として利用する予定であることから、伊予市ふれあい館設置条例の全部を改正するものである。	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
1	ご意見はありませんでした。	
2		
3		